

新たな民間活用型公共サービス提供推進のための検討

新たな民間活用型公共サービスを検討するにあたっては、まず、本市事務事業の官民の役割分担について、分類の方法や事業をパターン別にした場合の考え方などから検討を進める必要があると考えています。

○本市が主体となって実施するべき公共サービスの判断基準への考え方

1 判断をするにあたっての前提について

2次にわたる行財政改革プランにおいて、本市は「民間活用型公共サービス提供システム」の構築を目指し取り組んでまいりました。この考え方の根幹にあるものは、市場原理が的確に働く領域では積極的に民間活力を導入し、市場原理が働くない領域においては民間部門が提供するサービスを本市が監視・指導し、また必要な支援を行い、それでも民間部門の提供が適さないサービスは本市が直接サービスを提供し、行政責任を果たすというものです。本市が主体となって実施するべきサービスの判断基準については、これまでの考え方を継承し、市場原理を尊重しながらも、下記の①～⑤の条件のいずれかに該当する場合には本市が直接サービスを提供することと考え検討を進めています。

【本市が主体となって実施するべき公共サービスの判断の基準】

- ①法律等で公共部門による実施が義務づけられている場合
- ②民間部門よりも公共部門が効率的にサービスを提供できる場合
- ③公共部門がサービスの価格や品質を的確に契約管理できない場合
- ④サービス提供の一部を公共部門が担うことによって、市場をより競争的にできる場合
- ⑤サービス提供の一部を公共部門が担うことによって、提供されるべきサービスの監視・指導に資する場合

2 事務事業の分類方法について

具体的にどのようなサービスが「本市が主体となって実施するべき公共サービス」に該当するのかについては、次の分類パターンを例とし事務事業を分類して検討を進める必要があると考えています。

【分類にあたっては、公共サービスの市場適合性と公権力性に着目して方向性を考えます。】

公共サービスの公平性・公益性を確保するために、市が独占して権限を行使する必要性があるものと公共サービスの市場適合性を重視し、サービスの質の維持とそれに係るコストの効率性を競争原理によって引き出すことにより、提供手法を検討することとします。

●公権力性…公権力的・非公権力的

公権力の行使を必要とする公共サービスの度合いの強弱により民間活用の可能性を基準とします。

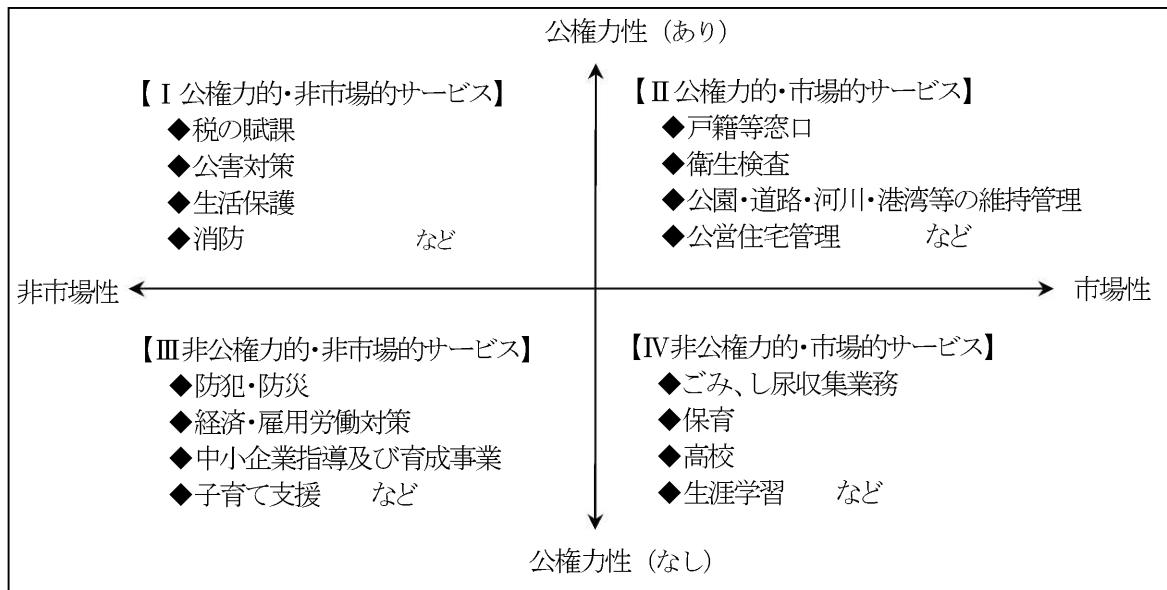
●市場適合性…市場的・非市場的

市場原理における競争性及び公共サービスの実施主体の多様性を基準とします。

○事業の分類への考え方

ここで示す分類事業は、大きく以下に示す4つのパターンに分類しています。事務の内容によっては、部分的に公権力の行使にあたらないものや市場性に分類されても公共部門が一部担う必要性があるものなどと考えられます。

【分類表】



【分類パターン】

I 公権力的・非市場的サービス

法令等の要請、公平性・公正性の担保の必要性など、サービス提供手法の全部または大部分が法令の要請等による命令、許可、免除などの公権力の行使にあたるため、基本的に「本市が主体となって実施するべき公共サービスの判断基準」に該当するサービスとして、本市が直接提供するものと考えています。

II 公権力的・市場的サービス

法令の要請等による命令、許可、免除などの公権力の行使の必要性はありますが、公権力の行使の部分を除いたサービスが定型化または標準化の可能なものは、本市の適正な監視・指導のもと、特に安全性の確保について具体的な方策を定めたうえで提供手法の効率性を考え、競争原理による民間委託、または市民協働事業を基本としたサービス提供体制に移行するものと考えています。

III 非公権力的・非市場的サービス

市民と行政が地域課題の解決と暮らしやすい地域社会に向けての課題解決のため協働して取り組むものや市民生活の重要なセーフティネットとして機能するべきサービスなどは、基本的に「本市が主体となって実施するべき公共サービスの判断基準」に該当するサービスですが、本市において監視・指導体制を整備し、専門的知識や資格等を有する民間部門への委託などサービス提供体制を移行することができる場合などもあると考えています。

IV 非公権力的・市場的サービス

ライフスタイルの多様化などにより発生した市民ニーズに対応したサービスであったり、既に市場における競争性が確立しているサービスなどについては、監視・指導の必要なものは、その体制を整備して、既に民間委託等を行っているサービスも含め民営化の方向で検討するものと考えています。